

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」(第二次答申)の概要①

I. はじめに

・パリ協定を踏まえた2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標の達成等に向け、住宅・建築物分野において、2030年度の工エネルギー消費量を2013年度と比較して約2割削減することが必要
⇒住宅・建築物の省エネ性能の向上を図ることは喫緊の課題

II. 新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保

(1) 適合義務制度の対象範囲の拡大

- ・建築物の規模・用途ごとに、省エネ基準への適合状況、エネルギー消費量、関連事業者の設計・施工等の実態、審査体制、省エネに関する投資の費用対効果、市場への影響等を十分に勘案する必要
- ・住宅及び小規模建築物は省エネ基準への適合率が比較的低いなど、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱等を引き起こすことが懸念

(2) 適合義務制度の対象範囲の拡大と併せて推進すべき施策

- ・届出制度は、省エネ基準への適合審査に係る業務負担等のため、基準不適合物件への指示・命令等を行えていない所管行政庁が存在
- ・小規模住宅及び小規模建築物については、建築主が省エネ性能について理解していない場合が多い一方、建築主が居住者・利用者になることが多く、省エネ性能の情報が提供されれば建築主の行動変容につながる蓋然性が高い

(3) 省エネルギー基準のあり方

- ・建築士から建築主に対する説明義務制度の創設等にあたり、全ての中の工務店や設計事務所等が省エネ基準等に習熟すること等が必要

(4) 消費者に対する情報発信

- ・省エネ性能の向上の必要性や効果について、消費者に情報発信することが必要

【大規模建築物・中規模建築物】

- ・大規模建築物に加え、省エネ基準への適合率が91%と比較的高いなど、市場の混乱等のおそれのないと考えられる中規模建築物を適合義務制度の対象とすることが適当

※大規模：延べ面積2000m²以上
中規模：延べ面積300m²以上2000m²未満
小規模：延べ面積300m²未満

【大規模住宅・中規模住宅】

- ・民間審査機関の評価を受けている場合、適合審査の手続を簡素化し、所管行政庁の業務負担を軽減することで、基準不適合物件等への対応の強化につなげることが適当

【小規模住宅・小規模建築物】

- ・建築士に対して、建築主の意向を把握した上で、建築主に省エネ基準への適合等の説明を義務付ける制度を創設し、建築主の行動変容を促すことなどが適当

- ・省エネ基準の大幅な簡素化や、伝統的構法の住宅の省エネ基準の合理化等について検討することが必要

- ・光熱費の低減だけでなく、断熱化により、室内の温熱環境の改善や、ヒートショックの防止等の居住者の健康維持等につながることに関し理解を促すことが必要

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」(第二次答申)の概要②

III. 高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

(1) 大手住宅事業者等の取組の促進

- ・注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う者は、住宅の省エネ性能の決定に大きな役割を果たしていることや、その供給戸数が新築住宅の中で大きな比重を占めていることを踏まえ、省エネ性能向上に係る取組を促進することが必要

(2) 複数の住宅・建築物の連携による面的な取組の促進

- ・単棟の住宅・建築物の省エネ性能向上の取組に加え、複数の住宅・建築物が連携して全体として更に高い省エネ性能を実現しようとする面的な取組を進めることが重要

(3) ZEH、ZEB、LCCM住宅の普及促進

- ・関係省庁の連携による支援等により、近年、供給に取り組んでいる事業者が増加し、その普及が進んでいる状況

IV. 既存住宅・建築物の省エネルギー性能向上

(1) 既存住宅・建築物の省エネ改修や省エネ性能の診断・評価の促進

- ・新築時における措置に比べて一般的にコストが高くなることや、省エネ性能の確認が容易ではないなど、様々な課題がある

(2) 住宅・建築物の流通段階における省エネ性能表示の促進

- ・省エネ改修の実施等により高い水準の省エネ性能が確保されたものが市場で適切に評価され、消費者等に選択されるような環境整備を図ることが重要

V. おわりに

- ・本答申でとりまとめた対策が適確に実施される等の前提で行った試算によれば、地球温暖化対策計画等に基づく住宅・建築物分野における2030年度の中期目標等の達成に向け、新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量の達成は可能であると見込まれている
- ・国交省は本答申を踏まえた必要な制度見直し等を速やかに実施すべき。また、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すといった長期的な目標の達成も見据え、住宅・建築物の省エネ性能の実態等を継続的に把握し、制度の不断の見直し等を図っていくべき

3. 住宅・建築物の省エネ化の推進

3. 住宅・建築物の省エネ化の推進

(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(2)住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

- ・サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)
- ・省エネ街区形成事業
- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・3省連携によるZEH(ゼロエネルギー住宅)等の推進

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物省エネ法の概要

(平成27年法律第53号、7月8日公布) <施行日：規制措置は平成29年4月、誘導措置は平成28年4月>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

法律の概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣）、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

規制措置	特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令:2,000m ²)	その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令:300m ²) ※基準適合義務対象を除く
	省エネ基準適合義務・省エネ適合性判定 ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務 ②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関(創設)の判定を受ける義務 ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。 建築主事又は指定確認検査機関 所管行政庁又は登録省エネ判定機関 建築確認 ↓ 着工 検査 ← 適合判定通知書 省エネ適合性判定	届出 一定規模以上の新築、改築に係る計画の所管行政庁への届出義務 <省エネ基準に適合しない場合> 必要に応じて所管行政庁が指示・命令
誘導措置	エネルギー消費性能の表示 建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。	住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 住宅トップランナー制度 * 住宅の建築を業として行う建築主 住宅事業建築主に対して、その供給する売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導 <住宅トップランナー基準に適合しない場合> 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令
	● その他所要の措置(新技术の評価のための大蔵認定制度の創設 等)	省エネ性能向上計画の認定、容積率特例 新築又は改修等の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例*を受けることができる。 *省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物省エネ法の新築等に係る措置

	建築物	住宅
大規模 (2,000m ² 以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	
小規模 (300m ² 未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 住宅トップランナー制度 【トップランナー基準適合】 【必要と認める場合、勧告・命令等*】

*1年間に新築する戸建住宅の戸数が150戸以上の住宅事業建築主が対象

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能基準）について

建築物のエネルギー消費性能（省エネ性能）

建築物に設ける空調（暖冷房）・換気・照明・給湯・昇降機（エレベータ）において、標準的な使用条件のもとで使用されるエネルギー消費量をもとに表される建築物の性能

省エネ基準（エネルギー消費性能基準）

＜義務化される大規模非住宅の基準のイメージ＞

設計値（設計一次エネルギー消費量） \leq **基準値**（基準一次エネルギー消費量）

⇒ 設計値が基準値を下回ればよい

「一次エネルギー消費量」

$$\begin{aligned}
 &= \text{空調エネルギー消費量}^* + \text{換気エネルギー消費量} \\
 &+ \text{照明エネルギー消費量} + \text{給湯エネルギー消費量} \\
 &+ \text{昇降機エネルギー消費量} \\
 &+ \text{その他エネルギー消費量 (OA機器等) 計算対象外} \\
 &- \text{太陽光発電設備等による創エネ量}
 \end{aligned}$$

※外壁、窓等の断熱化により空調エネルギー消費量を削減可能

省エネ性能向上のための取組例

①外壁、窓等を通しての熱の損失防止（断熱化）

外壁の**断熱材**を厚くする、窓を**ペアガラス**にする等、熱を逃げにくくし室内温度の維持を図ることで、空調設備で消費されるエネルギーを抑える

②設備の効率化

空調、**照明**等の設備の効率化を図り、同じ効用（室温、明るさ等）を得るために消費されるエネルギーを抑える

③太陽光発電等による創エネ

太陽光発電等によりエネルギーを創出することで、化石燃料によるエネルギーの消費を抑える

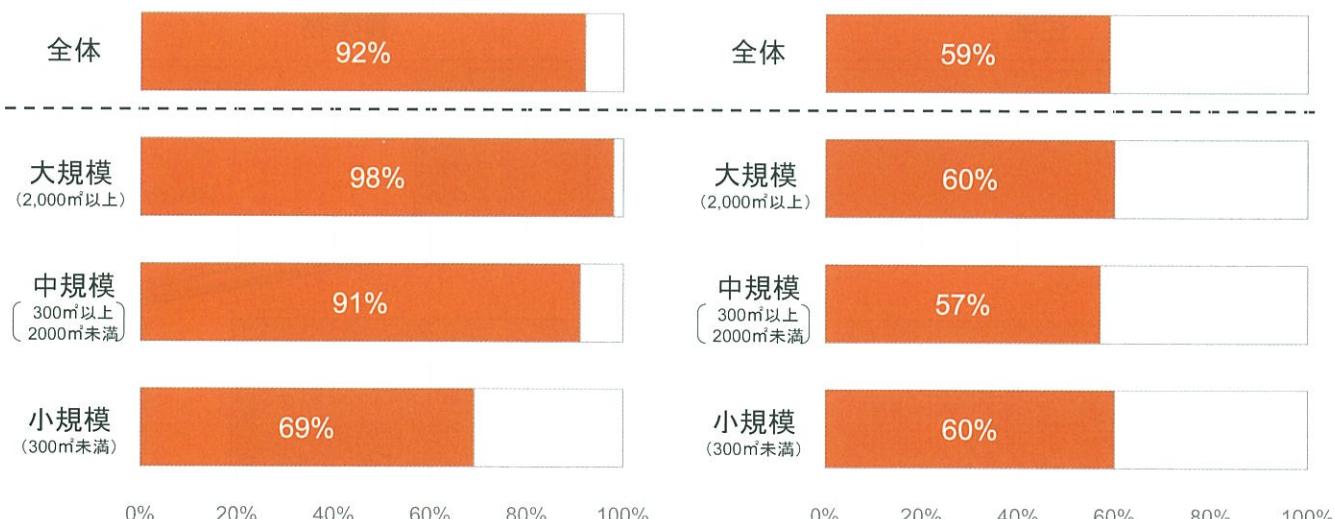


(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

平成28年度における規模別の省エネ基準適合率

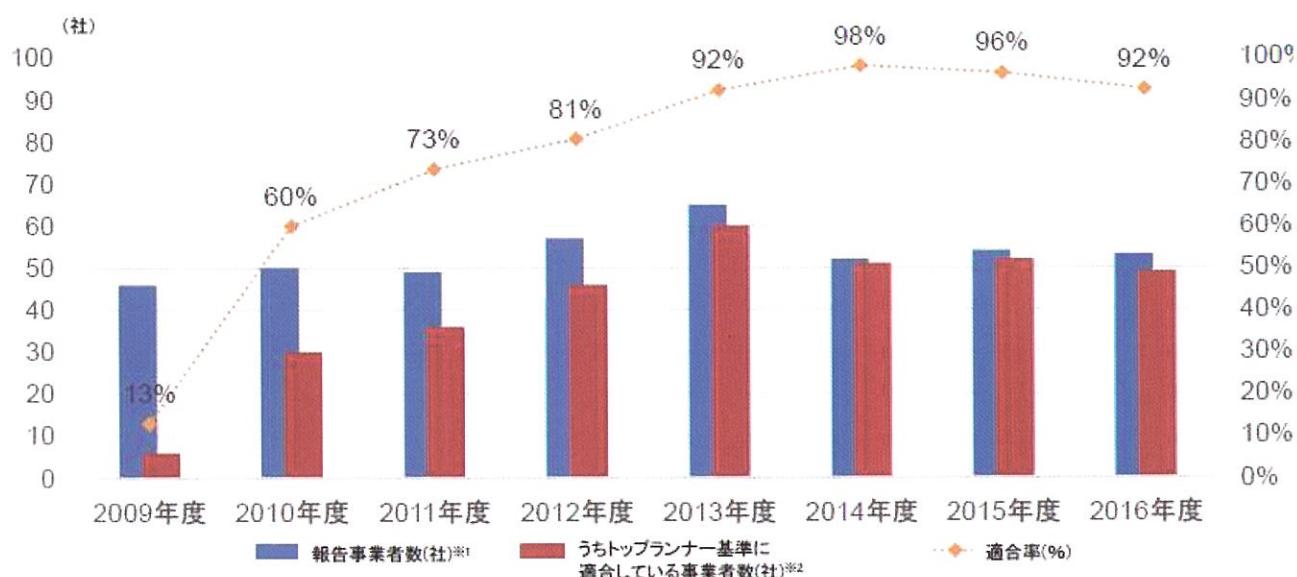
建築物

住 宅



(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

トップランナー基準への適合率の推移



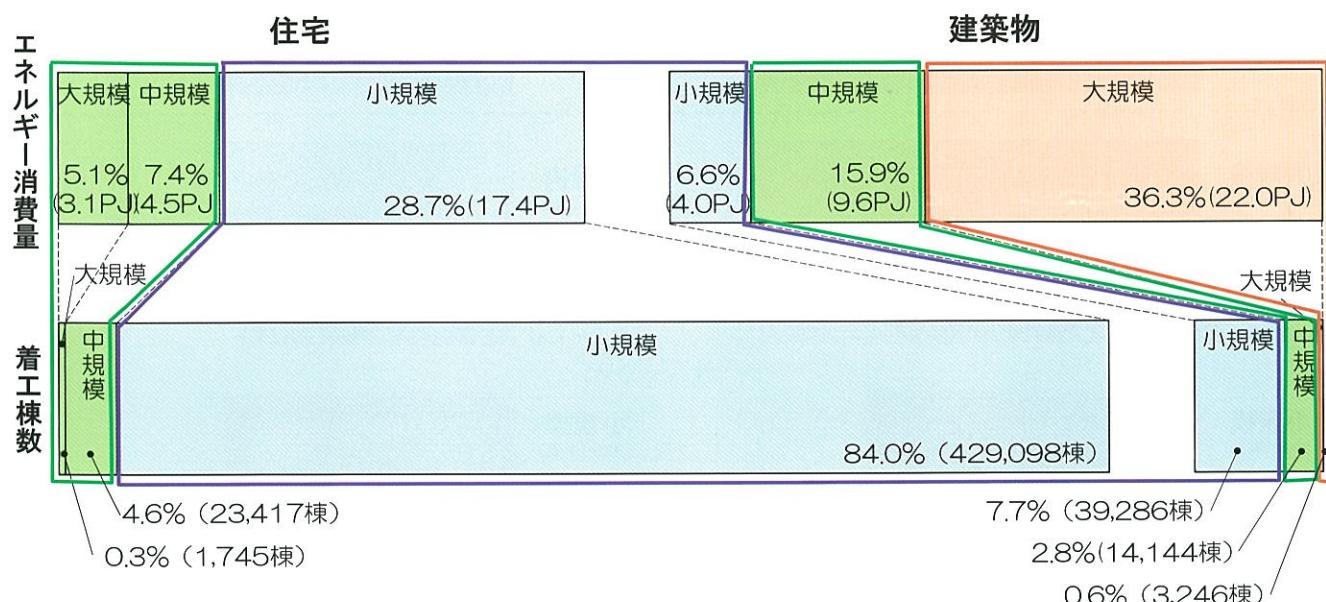
※1：年間150戸以上供給する事業者に対して報告を求めた結果による

※2：1年間に供給する住宅全体の平均の省エネ性能がトップランナー基準を上回っているものとみなす

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

セグメント別のエネルギー消費量と着工棟数との関係

- 2,000m²以上の建築物は、新築着工棟数全体の0.6%と少ないものの、エネルギー消費量では全体の36.3%を占める。
- 一方、300m²未満の住宅は、新築着工棟数全体の84.0%と大部分を占めるが、エネルギー消費量は28.7%に留まる。

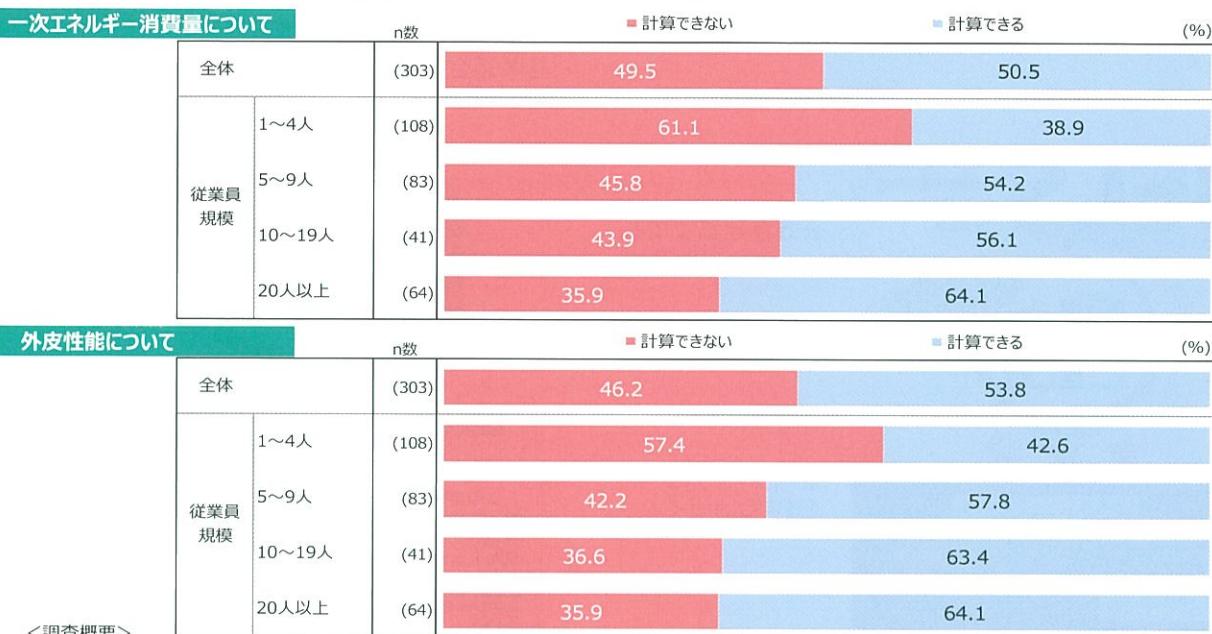


※2017エネルギー・経済統計要覧、平成29年度建築着工統計より
建築物の平均エネルギー原単位878MJ/m²・年 住宅の平均エネルギー原単位344MJ/m²・年として推計

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

中小工務店の事業者規模別の省エネ基準への習熟状況

- 一次エネルギー消費量及び外皮性能の計算について、従業員規模が小さい事業者ほど「計算できない」割合が高くなる傾向。



<調査概要>

調査方法：インターネット調査

調査対象：住宅瑕疵担保責任保険登録者のうち、住宅の設計又は施工を請け負う住宅生産者（有効回答318社、回答率約0.4%）

調査時期：平成30年7月26日～平成30年8月27日

調査実施者：（一社）リビングアメニティ協会（国土交通省の補助事業により実施）

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物省エネ法の改正の検討に係る審議会（建築分科会・建築環境部会）のスケジュール

第42回建築分科会・第15回建築環境部会

日時：平成30年9月21日（金）15:00～17:00

議事：住宅・建築物の省エネルギー施策の現状と課題について

第16回建築環境部会

日時：平成30年10月29日（月）10:00～12:00

議事：業界団体の委員より省エネ性能向上に係る課題等について発表

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について

第17回建築環境部会

日時：平成30年12月3日（月）10:00～12:00

議事：今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）

第18回建築環境部会

日時：平成31年1月18日（金）13:00～14:00

議事：今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告）のとりまとめについて

第43回建築分科会

日時：平成31年1月18日（金）14:00～15:00

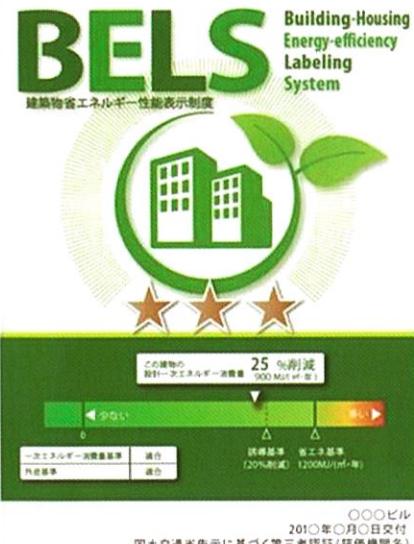
議事：今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（建築環境部会第二次報告）について

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

BELS (ガイドラインに基づく第三者認証) と基準適合認定マーク

<基準レベル以上の省エネ性能をアピール>

- 新築時等に、特に優れた省エネ性能をアピール
⇒ 第三者機関による評価を受け、
省エネ性能に応じて5段階で★表示



※既存建築物でも
活用可能

<既存建築物が基準適合していることをアピール>

- 既存建築物の省エネ改修をして、基準適合とした場合のアピール
⇒ 行政庁による認定を受け、
基準適合認定マーク(eマーク)を表示



建築物エネルギー消費性能基準 適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称：Aビル
建築物の位置：○県○市○○3-5
認定番号：23
認定年月日：2017年5月7日
認定行政庁：○市
適用基準：一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合

※ 適合性判定、届出、又は誘導基準認定(容積率特例)等の申請書類(一次エネルギー消費量算定結果)を活用可能

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

平成31年度予算案：99.83億円の内数

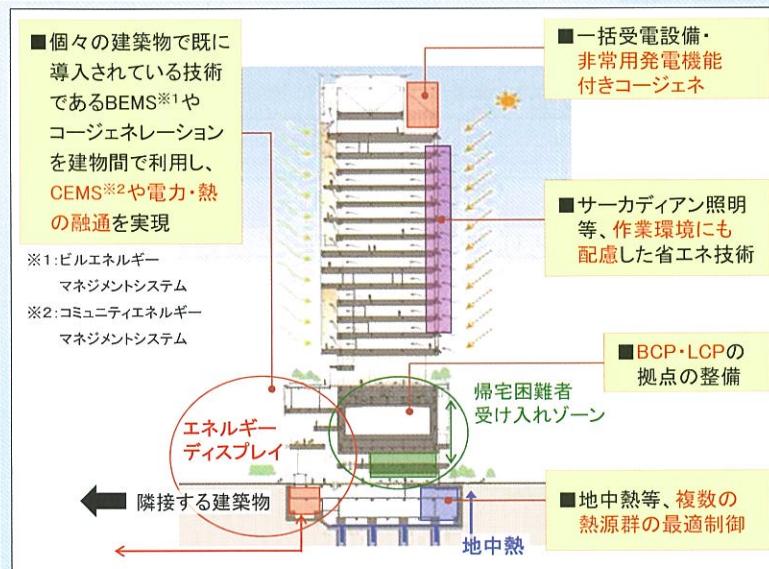
サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【省エネ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】



「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅	
	一般	中小規模建築物	一般 (共同、戸建)	LCCM住宅 (戸建)
新築	○	○	○	○
改修	○	—	○	—

省CO2に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

【補助額・スケジュール等】

＜補助対象＞ 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

＜補助率＞ 補助対象工事の1/2 等

＜限度額＞ 原則5億円／プロジェクト 等

＜事業期間＞ 採択年度を含め原則4年内に完了

＜募集予定＞ 第1回目：4月上旬～

＜その他の＞

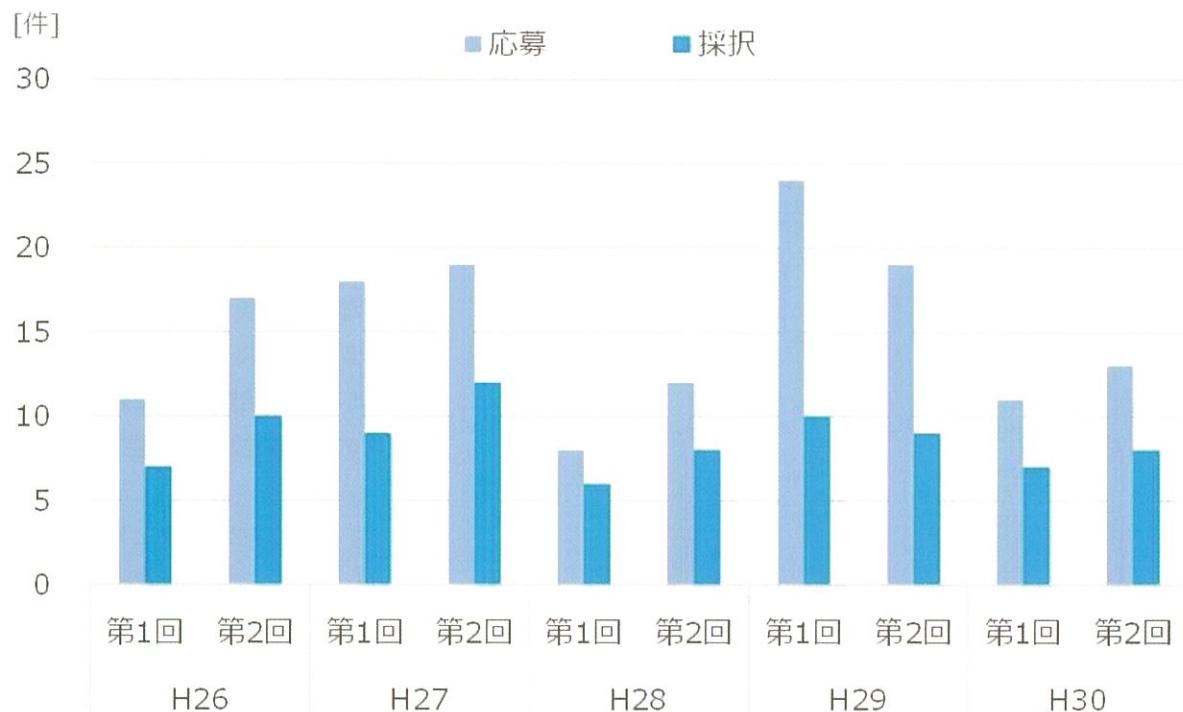
「災害時の継続性」・「建物間のエネルギー融通」・「複数技術の効率的な組合せ」等に資する省エネ・省CO2プロジェクトは積極的に評価

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

採択実績

【過去5年間における採択件数】

※LCCM住宅部門を除く



(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

採択事業の立地

採択事業は、東京都をはじめとする人口密集地に集中している

順位	都道府県	件数	割合
1	東京都	48	23%
2	大阪府	31	15%
3	愛知県	15	7%
4	神奈川県	11	5%
5	兵庫県	9	4%
上記5都府県計		103	54%
全体		207	100%

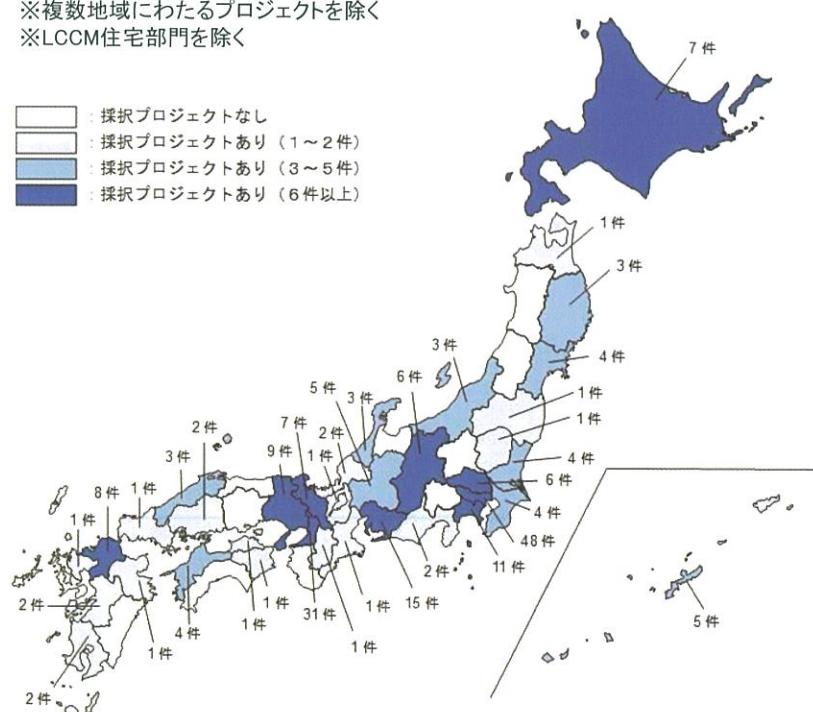
【各都道府県における採択事業数】

※平成30年度第2回公募の採択時点

※複数地域にわたるプロジェクトを除く

※LCCM住宅部門を除く

- : 採択プロジェクトなし
- : 採択プロジェクトあり（1～2件）
- : 採択プロジェクトあり（3～5件）
- : 採択プロジェクトあり（6件以上）



全国各地への省エネ・省CO₂プロジェクトの普及に向けて、地域特性を踏まえた提案の場合、過去に採択された内容のものであっても積極的に評価する

省エネ街区形成事業

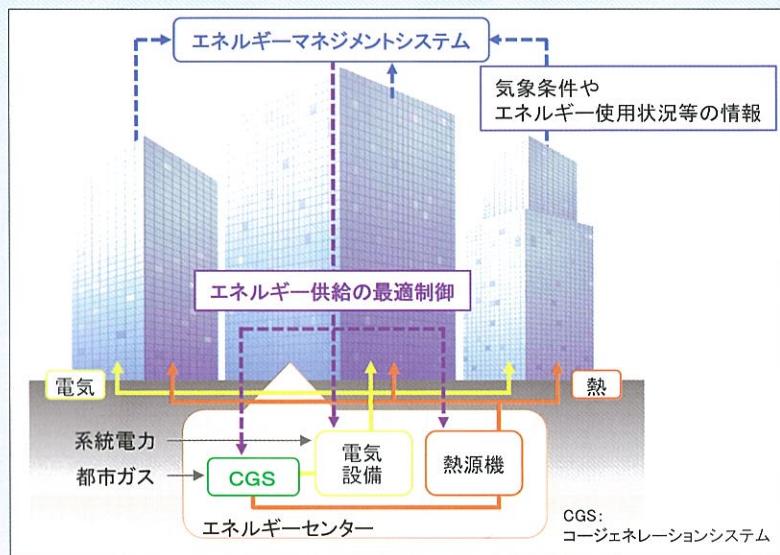
【概要と目的】

エネルギー供給を最適化するエネルギー管理システム(以下、EMS)の導入等を通じた複数建築物におけるエネルギーの面的利用プロジェクトを民間等から募り、支援を行う



街区全体として高い省エネ性能を実現し、当該技術の普及啓発に寄与することを期待

【街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトのイメージ】



＜補助対象＞

- EMS導入等に係る調査設計費用
- EMS及び同システムで運用管理されるエネルギー供給設備整備費
- 技術の効果の検証等に要する費用

等

＜補 助 率＞ 補助対象工事の1／2

＜限 度 額＞ 1プロジェクトあたり5億円

事業要件や募集期間等、
詳細については後日、周知予定

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

既存建築物省エネ化推進事業のうち、建築物の改修工事

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示すること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ①軸体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④省エネ性能を表示すること

【補助額・スケジュール等】

＜補助対象＞ (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

＜補 助 率＞ 補助対象工事の1／3

＜限 度 額＞ 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

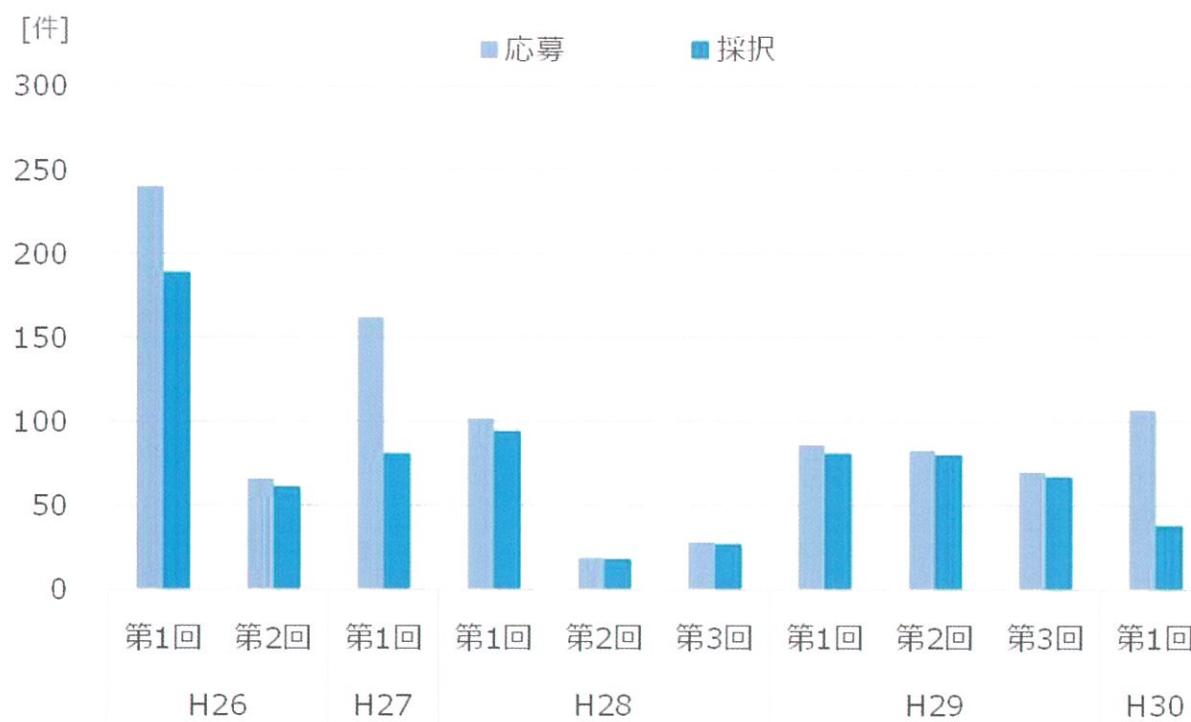
＜事業期間＞ 原則として当該年度に事業が完了

＜募集予定＞ 第1回目:4月上旬～

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

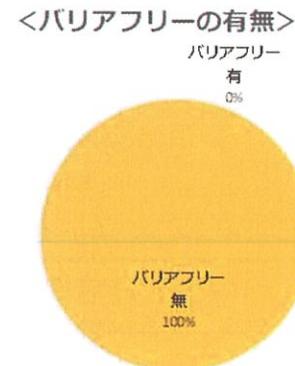
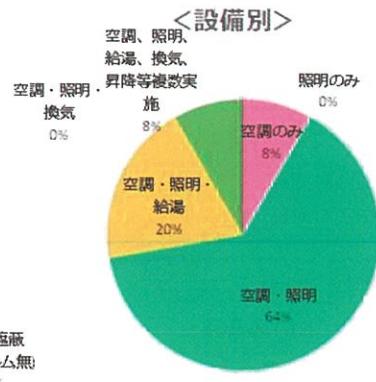
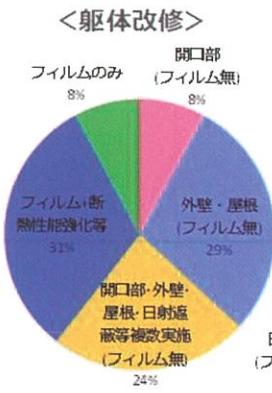
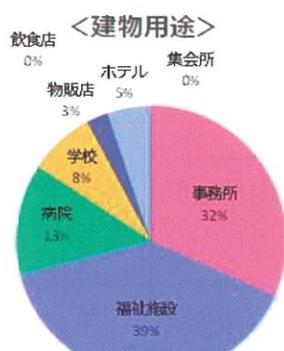
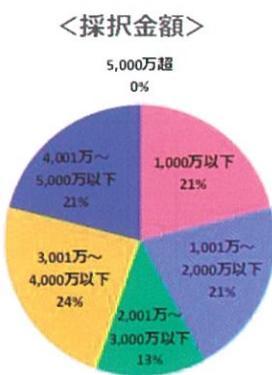
採択実績

【過去5年間における採択件数】



(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

平成30年度の採択案件分析



※データ数:38件

既存建築物省エネ化推進事業のうち、省エネ性能の診断・表示に対する支援

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 300m²以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。

(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

【募集予定】 4月上旬～

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

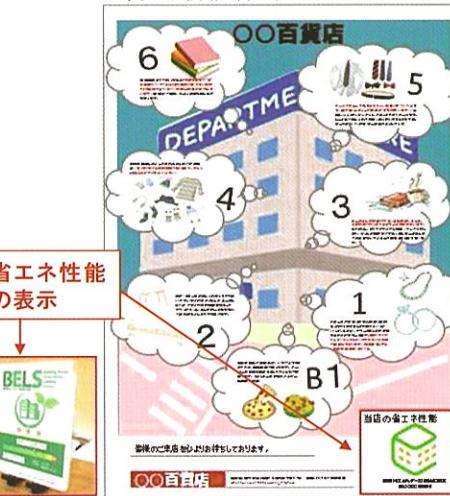
- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等) 等

★事例の詳細は下記HPに記載

https://www.kkj.or.jp/kizoh_se/kizohh30-seinouhindan_dl.html

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

ZEH(ゼロ・エネルギー住宅)等の推進に向けた取組

関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上をZEHにし、2030年までに建売戸建や集合住宅を含む新築住宅の平均でZEHを実現することを目指す。

さらに省CO₂化を進めた先導的な低炭素住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM住宅))

H31予算案：9,983百万円の内数 【国土交通省】

ZEHに対する支援

将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH

※ より高性能なZEH、集合住宅(超高層)

H31予算案：55,180百万円の内数 【経済産業省】
(強制化対策の予算案：12,040百万円を含む。)

引き続き供給を促進すべきZEH

※ 戸建住宅、集合住宅(高層以下)

H31予算案：9,700百万円の内数 【環境省】

中小工務店等が連携して建築するZEH

※ ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇

H31予算案：13,000百万円の内数 【国土交通省】

省エネ性能表示
(BELS)を活用した
申請手続の共通化

関連情報の
一元的提供

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

ZEHの定義

○H27.12.17に、経産省のZEHロードマップ検討委員会にてとりまとめられた「ZEHロードマップ」において、「ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、**1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下**となる住宅」と定義。

○具体的な基準は、以下のとおり。

①高断熱化



②設備等の高効率化



③創エネルギー



断熱基準	一次エネルギー消費量基準		
	(設備等の高効率化)	(創エネルギー)	
省エネ基準より強化した高断熱基準 (外皮平均熱貫流率の基準例)			
地域区分	1・2地域 (札幌等)	3地域 (盛岡等)	5・6・7地域 (東京等)
ZEH基準	0.4	0.5	0.6
省エネ基準	0.46	0.56	0.87

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

平成31年度予算案：130億円

地域型住宅グリーン化事業

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の断熱改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世代同居への対応等に対して支援を行う。

グループの構築

共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

補助対象(住宅)のイメージ

長寿命型

長期優良住宅 110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅 110万円/戸 ※1
性能向上計画認定住宅 110万円/戸 ※1

ゼロ・エネルギー住宅 140万円/戸 ※2

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸
※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

・地域材加算 …… 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
・三世代同居加算 …… 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

省エネ改修型【拡充】

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修 50万円/戸

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物 1万円/m² (床面積)

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

<p>背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2030年のCO₂削減目標達成のためには、家庭部門からのCO₂排出量を約4割削減しなければならない。 ● その達成には、住宅の省エネルギー性能の向上等を図る必要があり、このためには、戸建・集合住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH, ZEH-M）の社会実装及び一層の普及を促進する必要がある。 ● また、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用を促進することにより住宅の低炭素化を促進する。 ● 加えて、既存住宅の省エネ化に資する高断熱建材を用いた住宅の断熱改修を推進する必要がある。 <p>事業概要</p> <p>1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業事業（経済産業省、国土交通省連携事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 戸建住宅（注文・建売）において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に補助を行う。（定額：70万円/戸） 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（補助率：2/3） 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（定額：60万円/戸） ①,③の要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材を一定量以上の使用、先進的な再エネ熱利用技術を活用した住宅を建築する際に別途定額補助を行う。 ⑤ ①,③の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。（2万円/kWh（上限額：20万円/台）） <p>事業実施期間：① 2018年度～2020年度 ②,③,④,⑤ 2018年度～2022年度</p>	<p>2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省連携事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存戸建住宅について高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。（定率1/3（上限額：120万円/戸）） 既存集合住宅について高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。（定率1/3（上限額：15万円/戸）） ①の事業に加え、住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置されており、一定の要件を満たして(1)家庭用蓄電池、(2)蓄熱設備を設置する者に対し補助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)家庭用蓄電池 設備費 2万円/kWh、上限額：20万円/台 工事費 上限額：5万円/台 (2)家庭用蓄熱設備 上限額：5万円/台 <p>事業実施期間：2018年度～2020年度</p>
<p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅及び集合住宅のZEH化、断熱リフォームの推進による既存住宅の高断熱化等を進め、住宅の低炭素化を促進し、家庭部門のCO₂削減目標達成に貢献する。 低炭素化に優れた素材（CLT等）、先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH（-M）となる住宅を供給し普及の端緒を開く。 ※ CLT：直交集成板（Cross Laminated Timber） 再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。 	

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金

平成31年度予算案額 **551.8億円（600.4億円）**
うち臨時・特別の措置120.4億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

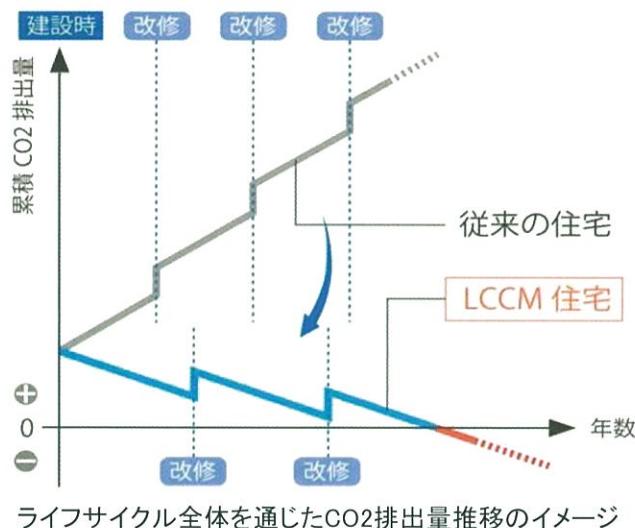
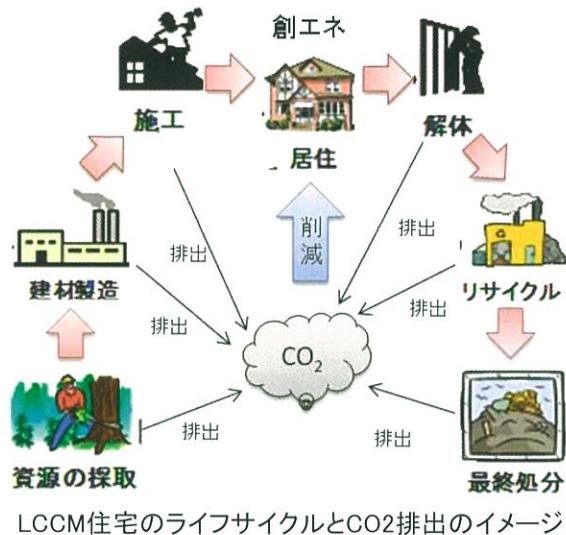
<p>事業の内容</p> <p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。 ① 省エネルギー設備への入替支援 工場等における省エネ設備や省電力設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」での支援を行います。また、複数事業者が連携した省エネ取組への支援を強化します。 ② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援 ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（省エネの更なる深掘り及び太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）や、停電時のレジリエンスを強化した住宅、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証を支援します。 ③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その運用実績の蓄積・公開・活用を図ります。 ④ 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される、工期短縮可能な高性能断熱建材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度省エネ見通し（5,030万kWh削減）達成に寄与します。 2020年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <p>補助 (①1/2, 1/3, 1/4 ②戸建：定額 集合：2/3, ③ 2/3 ④1/2) → 民間企業等 → 事業者等</p>	<p>事業イメージ</p> <p>事業者の省エネ取組を支援</p> <p>① 工場・事業場単位での支援 設備更新 = エネマネ事業者による効率的・効果的な省エネ 複数事業者が連携した取組 設備廃止 上工程 総合・集約 設備導入 下工程 AとB 全体で省エネ 製品 半製品の供給 上工程 下工程 製品</p> <p>ZEH/ZEBとは</p> <p>大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物 エネルギーを極力必要としない エネルギーを上手に使う エネルギーを創る</p> <p>次世代省エネ建材の実証支援</p> <p>④ 壁紙 既存壁 断熱パネル 工期を短縮して断熱改修 調湿材 蓄熱材 蓄熱や調湿による消費エネルギー低減</p>
--	---

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）のうち、LCCM住宅部門

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）のLCCM住宅部門で、ライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにするライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅を新築する事業を支援。

【LCCM住宅の定義】

使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体（建築から解体・再利用等まで）を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅



(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）のうち、LCCM住宅部門

【LCCM住宅の例】

LCCM住宅デモンストレーション棟
(建築研究所内 つくば)



【評価項目】

下記要件を全て満足する戸建住宅を新築する事業で、省CO₂の波及、普及に資するもの

- ① LCCO₂を算定し、結果0以下となるもの
- ② ZEHの要件をすべて満たしたもの
- ③ CASBEEのB+ランクまたは、同等以上の性能を有するもの
ただし、長期優良住宅認定を受けたものはこの限りではない

【補助額・スケジュール等】

<補助対象>	先導的な技術に係る設計費、建設工事費等
<補助率>	補助対象工事の掛かり増し費用の1/2
<限度額>	1戸あたり125万円以内 等
<事業期間>	原則として当該年度に事業が完了
<募集予定>	第1回目：4月上旬～

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

住宅に関する主要な省エネ支援施策

融資	【フラット35S】 ((独)住宅金融支援機構 新築 改修) <ul style="list-style-type: none"> ○耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合、当初5年間の金利を引き下げ ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅といった特に優れた住宅を取得する場合は、当初10年間の金利を引き下げ
税	【所得税／登録免許税／不動産取得税／固定資産税】 (国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> ○認定長期優良住宅化リフォーム、一定の省エネ改修を行った住宅について、所得税・固定資産税の特例措置 改修 ○認定長期優良住宅について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置 新築 ○認定低炭素住宅について、所得税・登録免許税の特例措置 新築 【贈与税】 (国土交通省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー性等に優れた住宅を取得等するための資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税限度額を500万円加算
補助	【サステナブル建築物等先導事業】 (国土交通省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1／2 (補助限度額は条件による) 【地域型住宅グリーン化事業】 (国土交通省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○中小工務店においてゼロ・エネルギー住宅等とすることによる掛かり増し費用相当額 等 【補助率】1／2 (補助限度額は条件による) 【長期優良住宅化リフォーム推進事業】 (国土交通省) 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用 等 【補助率】1／3 (補助限度額100万円／戸 等) 【ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業】 (経済産業省、国土交通省、環境省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○ZEHビルダーにより建築されるZEH+や超高層集合住宅のZEH-Mの実証を支援【補助率】定額(戸建ZEH+115万円／戸、集合ZEH-M2／3) ※臨時・特別の措置として、レジリエンスを強化した住宅の普及を別途支援【補助率】定額(補助限度額は条件による) 【次世代省エネ建材支援事業】 (経済産業省、環境省) 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿建材等の実証を支援【補助率】1／2 (補助限度額:戸建200万円／戸、集合125万円／戸) 【燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金】 (経済産業省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○一般家庭等がエネファームを導入する場合に、一定額を補助 【補助率】定額 ((PEFC・SOFC)(補助限度額は条件による)) 【ZEH化による住宅における低炭素化促進事業】 (環境省、経済産業省、国土交通省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○ZEHビルダーにより建築・改修されるZEH・ZEH-Mの普及等を支援 【補助率】定額(戸建ZEH 70万円／戸、ZEH-M(低・中層) 60万円／戸 調整中(ZEH-M(高層)) 【高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業】 (環境省、経済産業省) 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅について、高性能建材導入によるリフォーム等を支援 【補助率】1／3 (補助限度額:戸建 120万円／戸、集合 15万円／戸)

※1 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用できる耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性、省エネ性等を備えた良質な住宅として、認定を受けた住宅

※2 低炭素住宅：高い省エネ性能等を備えたものとして、認定を受けた住宅・建築物

※3 事業名・交付要件等は未定のため、一部変更となる可能性がございます。

(2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

建築物に関する主要な省エネ支援施策

融資	—
税	【法人税／所得税／法人住民税／事業税、固定資産税】 (経済産業省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業が認定先端設備等導入計画に基づき一定の償却資産の取得等をし、事業の用に供した場合、自治体の判断で固定資産税の軽減措置
補助	【サステナブル建築物等先導事業】 (国土交通省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1／2 (補助限度額は条件による) 【地域型住宅グリーン化事業】 (国土交通省) 新築 <ul style="list-style-type: none"> ○中小工務店において認定低炭素建築物等とすることによる掛かり増し費用相当額 等 【補助率】1／2 (補助限度額は条件による) 【既存建築物省エネ化推進事業】 (国土交通省) 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物について躯体改修を伴い省エネ効果20%以上が見込まれるとともに、改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たす省エネ改修の費用 等 【補助率】1／3 (補助限度額5,000万円／件 等) 【ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業】 (経済産業省、環境省) 新築 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○ZEBプランナーが関わる民間のZEB実証(新築:1万m²以上、既築:2千m²以上)に対し、高効率設備等の導入費用の一部 【補助率】2／3 (補助限度額:5億円／年度(平成30年度実績)) 【エネルギー使用合理化等事業者支援事業】 (経済産業省) 改修 <ul style="list-style-type: none"> ○既設設備の入れ替え、EMSの導入等により省エネ対策を行う際に必要となる費用の一部 【補助率】1／2、1／3、1／4 (補助限度額:15億円／年度(平成30年度実績)) 【業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業】 (環境省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> ○ZEBプランナーが関わる地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等(新築:1万m²未満、既築:2千m²未満)において、ZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入費用の一部 【補助率】m²単価定額、1／2、2／3 ○既存の民間建築物等、テナントビル、及び空き家等に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入費用の一部 【補助率】1／3、1／2、2／3 ○国立公園内の宿舎事業施設(ホテル、旅館等)に対し、省CO2性の高い機器等の導入費用の一部 【補助率】1／2(太陽光発電設備のみ1／3)